

世田谷パブリックシアター
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

2023/3/10 Ver. 7

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和5年2月10日更新）及びこれを踏まえて作成された公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和5年3月13日更新）、緊急事態舞台芸術ネットワーク「舞台芸術における舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和5年3月8日更新）（これらを総称し、以下「政府・業界別ガイドライン等」という）を参考に様々な見地から検討し、施設として考えられる事項を整理したものです。劇場での事業実施に当たっては、東京都及び世田谷区からの方針等を踏まえるとともに、関係団体との連携にも努め、適切に対応するものです。なお本ガイドラインの内容は、政府・業界別ガイドライン等の変更のほか、今後の動向や専門家の知見、施設利用者等の意見を踏まえ、必要に応じ、適宜改訂を行うものとしします。

なお、今回、政府・業界別ガイドライン等においては、マスク着用の考え方が一部見直されており、2023年3月13日以降、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながらも、劇場でのマスク着用については個人の判断に委ねることを基本としています。さらに、舞台芸術公演の特性や、新型コロナウイルスそのもののリスクや脅威がなくなったわけではないことにも鑑み、主催者ごとに公演関係者や来場者の安心安全を第一とした対応を講じること、また、いずれの判断も尊重し合うよう努めることが求められています。当劇場においても、こうした要請に沿った対応をおこないます。

1 基本的事項

世田谷パブリックシアターの劇場施設及び稽古場、作業場の利用者は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、必要となる負担を考慮に入れながらも、最大限の対策を講じるものとする。

2 対策及びカンパニースタッフ（関係スタッフ及び出演者）への事前周知

1) 基本的な感染予防策の実施

- ・カンパニーメンバーの健康状態を把握するためカンパニー制作担当は毎日の体温測定を含む健康観察を徹底し、感染リスクの高い場所への出入りは控えるとともに、本人のみならず、その同居する家族等の感染防止策も重要であることを周知する。
また、緊急連絡網を作成し、感染者が発生した場合などに、氏名、緊急連絡先及び検温記録等について保健所等の公的機関へ個人情報を提供する場合があることを周知する。
- ・体調がよくない場合（37.5度以上の発熱や咳、咽頭痛、頭痛などの症状がある場合）、カンパニー制作担当者へ連絡をいれたうえで、医療機関・保健所等の指導に従い適切な対応をとる。
- ・カンパニー制作担当者はカンパニースタッフ間での連絡と劇場担当者への連絡を徹底する。
- ・同居人等、身近で感染者が発生、もしくは濃厚接触の疑いが生じた場合はカンパニー制作担当者へ連絡をいれ、入館を控えたうえで、医療機関・保健所等の指導に従い適切な対応をとる。
- ・過去1週間以内に政府から入国制限、入国後の検査・待機期間を必要とされている国、地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合は入館を禁止する。ただし、厚生労働省が定める「日本入国時の検疫措置」に準ずる場合は、これに限らない。
※厚生労働省「日本入国時の検疫措置」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html
- ・感染者及び濃厚接触の疑いがある者が発生した場合の対応を劇場と確認する。
- ・稽古場において高頻度で不特定多数が触れる部位の消毒作業をおこなう（カンパニースタッフによる消毒作業）。消毒のための用具は、原則としてカンパニーの費用負担にて準備する。
- ・感染防止対策により、仕込み時間は多く必要となることが想定される為、公演スケジュール（仕込み、舞台稽古、撤去等のスケジュールを含む）変更の可能性について事前に協議する。

- ・国、都、区の要請等により、既報の公演スケジュールをやむなく変更する場合もあることを念頭におく。

2) 劇場、稽古場、作業場使用時の感染対策

- ・各出入口に消毒液を設置する。
- ・施設利用中の手洗いや手指の消毒を励行する。
- ・カンパニー制作担当は、必要に応じて随時検温を実施する。
- ・マスクや鼻水、唾液などがついたごみは、蓋のあるごみ箱に捨てるか、蓋のないごみ箱に捨てる場合はポリ袋に密閉してから捨てる。
- ・稽古場、作業場使用時は常時換気を励行し、それが不可能な場合は2時間を目安に窓やドアを開けて換気を行うようにする。
- ・稽古中、作業中は人と人が触れ合わない距離をとるように努める。
- ・施設利用は必要最小限の人数とし、スタッフ間の打ち合わせは可能な限りリモート化する。
- ・施設利用者が触れる場所、使用備品、機材、小道具などを定期的に消毒する。
- ・備品を使用する前には手指消毒をおこなう。
- ・貸出用ヘルメット及び墜落制止用器具は貸し出しを中止し、安全保護具は各自で持ち込み作業する。
- ・入退館時に受付やエレベーターの混雑を回避し、人と人が触れ合わない距離を保てるようにする。
- ・ケータリングは感染予防策を徹底して設置する。

3) 劇場ロビー及びトイレ等、パブリックエリアの感染対策

- ・ スタッフは手洗いや手指の消毒をおこない、正しくマスクを着用する。
- ・ 各出入り口にお客様、関係者が使用できる消毒液を設置する。
- ・ 不特定多数の人が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・ チケットもぎりをおこなうスタッフは、正しいマスクの着用をおこなう。
- ・ ロビー入口手前に、サーモグラフィ、体温計を準備し、お客様の検温をできるようにする。検温などで入場時間を通常より多く必要とするため、開場時間は余裕を持った時間に調整する。 また以下の場合は入場をご遠慮いただく。
 - ア) サーモグラフィで 37.5 度以上の体温が検出され、再検温にて 37.5 度以上の発熱がある。
 - イ) 同居人等、身近で感染者が発生、もしくは濃厚接触の疑いがある。
 - ウ) 過去 1 週間以内に政府から入国制限、入国後の検査・待機期間を必要とされている国、地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合は入館を禁止する。ただし、厚生労働省が定める「日本入国時の検疫措置」に準ずる場合は、これに限らない。
 - ※厚生労働省「日本入国時の検疫措置」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html
- ・ お客様に感染が発生した場合、保健所等の公的機関へ個人情報を提供する場合があることを理解いただく。
- ・ 楽屋へのお客様の立ち入りは原則としてお断りする。
- ・ ガイドラインに定める事由により入場をお断りする場合の対応についてカンパニーと劇場で事前に協議をおこない、情報を共有する。
- ・ 主劇ロビー出入り口付近、シアタートラムロビーのコインロッカー裏にパーティションを設置し、一時救護スペースとする。気分の優れないお客様はそちらに案内したうえで、必要な措置をとる。
- ・ 物販をおこなう場合、販売従事者は正しいマスク着用と手指消毒をおこなう。

- ・感染者数の状況によっては、稽古場や楽屋及びロビーに、アクリル板や透明ビニールカーテンの設置の対応を検討する。

3 ガイドラインに違反する場合の取扱い

劇場利用者は本ガイドラインを遵守することが求められる。ガイドラインに著しく反する行為があった場合には、劇場は注意喚起をおこない、なお改善が見られない場合には施設利用の中止を求めることがある。

以上